

## 「住民税均等割のみ課税世帯への 物価高騰対応重点支援給付 (子ども加算)」を支給します

問市コールセンター ☎(55)71000

▼給付額／1世帯あたり10万円  
児童1人あたり5万円

▼対象世帯／令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯(令和5年12月1日現在愛西市に住民登録がある者)また、その世帯の子ども(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

※住民税課税者の扶養のみ世帯は除く  
▼支給対象者／対象世帯の世帯主

▼支給手続き／3月下旬から4月上旬にかけて対象者へ確認書または申請書を送付します。必要事項を記入の上、返送してください。令和5年1月2日以降愛西市へ転入した方がいる世帯や税の修正申告などにより住民税が均等割のみ課税世帯となった世帯などは、本人確認書類、通帳のコピー、住民税課税証明書添えて申請書を提出する必要があります。

詳細については、順次、市ホームページに掲載します。

▼申請期限／5月31日(金)まで(必着)

## 「住民税非課税世帯への 物価高騰対応重点支援給付 (子ども加算)」を支給します

問市コールセンター ☎(55)71000

▼給付額／児童1人あたり5万円

▼対象世帯／令和5年度分の住民税非

課税世帯(令和5年12月1日現在愛西市に住民登録のある者)また、その世帯の子ども(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

▼支給対象者／対象世帯の世帯主  
▼支給手続き／

①令和5年度非課税世帯への物価高騰対応重点支援給付(1世帯あたり7万円)を受給された方は、申請は不要です。  
※対象の方には、確認書を送付し、令和6年3月に支給済です。

②①に該当し、令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯、児童が学生寮などで、保護者とは別で生活している場合などの世帯は、申請が必要です。

※詳細は、市コールセンターへご連絡ください。

▼申請期限／5月31日(金)まで(必着)

## 令和6年度 介護保険料のお知らせ

問高齢福祉課 ☎(55)7116

▼介護保険料の仮徴収／介護保険料は前年所得(令和5年中)をもとに計算するため、令和6年度の保険料額は前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため前年度から継続して保険料が賦課されている方について、仮徴収を行います。

## 【特別徴収年金から天引きの方】

2月に特別徴収された保険料と同額が4、6、8月の年金から天引きされます。

## 【普通徴収(納付書、口座振替)の方】

前年度をもとに、第1期(4月)・第2期(6月)を暫定賦課します。納入通知書(納付書)は4月中旬に送付します。

▼令和6年度の確定した保険料額(年額)について／確定した年間保険料額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けれます。決定通知書は7月中旬に送付予定です。

## 令和6年度 国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料のお知らせ

問保険年金課 ☎(55)7119

## 【特別徴収(年金からの天引き)の方】

2月に特別徴収された保険料(料)の同額が仮徴収分として4、6、8月の年金から天引きされます。

7月に確定する年間保険税(料)額から仮徴収分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けれます。

## 国民年金保険料の産前産後期間の 免除制度について

問保険年金課 ☎(55)7119

▼内容／出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日(または出産日)が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

届出をして認められると、免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届出を行う期間について、すでに免除・納付済予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

▼対象者／「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方。ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

▼申請時期／出産予定日の6か月前から届出可能です。なお、出産後も届出可能です。

## ▼申請に必要なもの／

・出産前に届出をする場合：母子健康手帳等(出産予定日が分かるもの)

・出産後に届出をする場合：出産日は市役所で確認できるため原則不要  
・年金手帳または基礎年金番号通知書(あればお持ちください。)

▼申請先／保険年金課または各支所

## 緑の募金にご協力をお願いします

問産業振興課 ☎(55)71208

皆様からお寄せいただいた募金は、公共施設の緑化や学校の花育活動などの緑化事業のために活用させていただきます。

▼期間／4月1日(月)～5月31日(金)の2か月間

▼募金箱設置場所／市役所各支所文化会館・佐織公民館・消防署など